

日薬業発第63号

令和2年5月7日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する患者向け資材について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては、本年4月11日付日薬業発第24号でお知らせした「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「0410事務連絡」）のとおり取り扱われているところですが、このほど、本取扱いに関する患者向け資材を作成いたしましたので、お知らせいたします（別添1）。

0410事務連絡においては、薬局における対応として、「以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、事前に医療機関関係者や患者等に周知すること」としてア～オの5点が示されており、患者等への周知の際にはその点にもご留意ください。

また、医療機関における対応については、厚生労働省作成のリーフレットが示されており、薬局での対応に関しては「薬の処方を受けた場合」としての記載があります（別添2）。

つきましては、患者への周知にご活用いただくほか、医療機関等への案内に用いる等、地域の実情に応じて活用いただけるよう、よろしくお願いいたします。

<別添>

1. 日本薬剤師会作成患者向け資材

（注）医療機関の受診～薬局での電話服薬指導・薬剤の交付を受ける手順の説明資料であるため、送料の費用負担については明示しておりません。薬剤交付支援事業に関する説明資材ではありませんのでご注意ください。

2. 厚生労働省作成患者向け資材（参考）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 電話やスマホで薬の説明を受け、 ご自宅でお薬を受け取ることができます。

新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、医療機関から患者さんが希望される薬局へ処方箋をFAX等により送信し、患者さんをご自宅のまま、電話等でのお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。



医療機関

1 受診

医師の診療を受けます
(電話等での診療が受けられる場合があります)

できるだけお住まいの近くの薬局をご利用ください。
(電話での説明が難しい場合など、直接お渡しする必要があります)

2 薬局を選ぶ

- 受診時に「自宅でお薬を受け取ります」と、**薬局名を伝えてください**。
- 処方箋は医療機関から薬局に直接送られます。



薬局

3 薬局へ連絡 (電話)

- 保険証の情報や連絡先、住所などをお伝えください。
- 薬局から薬のお渡し (配送) 方法や、支払方法をお伝えします。



- お手元に**保険証、お薬手帳**をご用意ください。

4 薬の説明

薬剤師が、電話等で服薬指導を行います。

薬を安全にご使用いただくため、薬剤師がお尋ねします。

- ほかに使用している薬
- 治療中の病気 ● アレルギー など

※具体的な対応は、薬局の指示に従ってください。



ご自宅

5 お薬の受取

薬を受け取ったら中身を確認し、薬局へ連絡 (電話) してください。

6 薬の使用

- 用法・用量を守って正しくお使いください。
- 薬を使って**気になったことや、体調の変化**がありましたら、必ず薬剤師にお伝えください。

- 薬の使用期間中、**薬剤師**が電話等で**確認**をすることがあります。
- 必要な情報については、医療機関にお伝えすることもできます。



公益社団法人

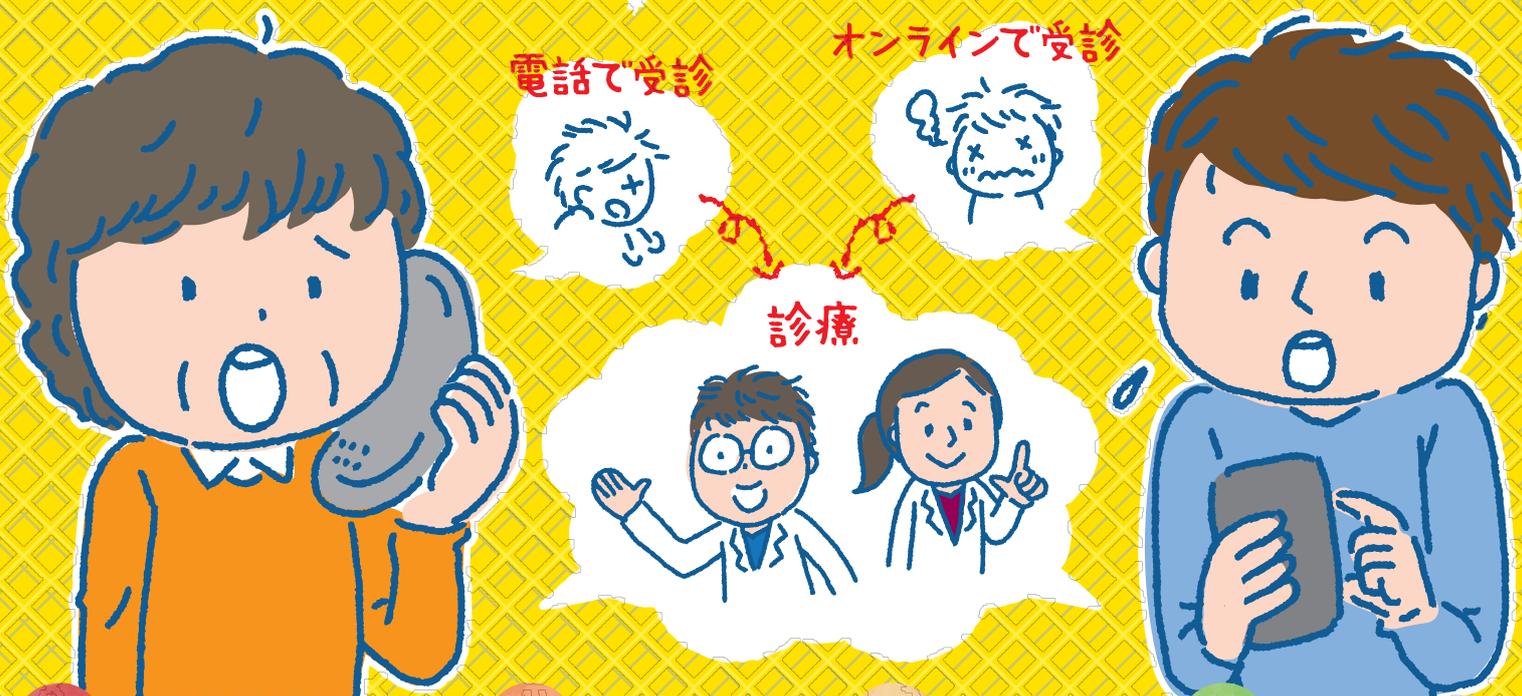
日本薬剤師会

新型コロナウイルス感染の懸念から、
お手持ちの電話やスマホで医療機関に相談や受診することができます。

電話・オンラインによる診療が ますます便利になります。

高額な機器や難しいシステムは不要です。

※実施していない医療機関もあります。



1

診療内容の確認

電話・オンライン診療を行っているか確認

受診しようと考えている医療機関のホームページを確認するか、直接医療機関の窓口に、電話やオンラインによる診療を行っているかご確認ください。



かかりつけ医等 または 最寄りの医療機関

まずは、普段からかかっているかかりつけ医等にご相談ください。かかりつけ医等をお持ちでない方は、下記のホームページから電話・オンラインによる診療を行っている最寄りの医療機関*にご連絡ください。

※医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があるため、できるだけお住まいの近くの医療機関を選択することをお勧めします。



2

事前の予約

電話の場合

電話の場合は、医療機関に電話し、保険証などの情報を医療機関に伝えた上で予約します。



オンライン診療の場合

オンライン診療の場合は、医療機関によって予約方法は異なります。詳しくは各医療機関のホームページをご覧ください。

支払い方法の確認

予約の際に合わせて支払い方法についても確認します。

3

診療

診療開始

医療機関側から着信があるか、オンラインで接続され、診療が開始します。

本人確認後、症状説明

まずは、受診を希望されているご本人であることを確認するために、求められた個人情報を伝えた後に、症状等をご説明してください。電話やオンラインによる診療では診断や処方が困難な場合があることにはご注意ください。



4

診療後

医療機関への来訪を推奨されたら

医療機関に来訪して受診するよう推奨された場合は、必ず医療機関に直接かかるようにしてください。

薬の処方を受けた場合

薬が処方され、薬の配送を希望する場合は、薬を出してもらう最寄りの薬局を医療機関に伝えた上で、診察後、薬局に連絡してください。電話やオンラインによる服薬指導を受けられ、その後、薬が配送されます(薬局に来訪されて服薬指導を受ける必要がある場合もあります)。

上記の流れは一例です。医療機関によって異なる場合があります。

電話やオンラインによる受診が可能な医療機関のリストや
今回の時限的な取り組みについては厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html

